

## 議案第9号

### 鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2の2) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定に基づく写し又は書面の交付 用紙1枚につき次に定める額。この場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。</u></p> <p><u>ア 白黒の場合 10円</u></p> <p><u>イ 複色の場合 20円</u></p> <p><u>(2の3) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく写し又は書面の交付 用紙1枚につき次に定める額。この場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

ア 白黒の場合 10円

イ 複色の場合 20円

(3)～(11) 略

(11の2) 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき42,000円

(11の3) 介護保険法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき26,000円

(11の4) 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき26,000円

イ 実務経験者に対する更新研修

(ア) 初回の更新に係るもの 1件につき50,000円

(3)～(11) 略

(11の2) 介護保険法第69条の2第1項又は第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施 1件につき14,800円

(11の3) 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく介護支援専門員に対する更新研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 実務未経験者に対する更新研修 1件につき14,800円

イ 実務経験者に対する更新研修

(ア) 初回の更新に係るもの（(イ)に掲げるものを除く。） 1件につき21,000円

(イ) 初回の更新に係るもの（介護保険法第69条の8第2項ただし書の規定により知事が指定した研修の課程を修了した者に対するものに限る。） 1件につき12,200円

(イ) 2回目以降の更新に係るもの 1件につき18,000

円

(12)～(108) 略

(108の2) 食鳥検査法第12条第5項第3号の規定に基づく養

成施設の登録 1件につき150,000円

(108の3) 食鳥検査法第12条第5項第4号の規定に基づく講

習会の登録 1件につき90,000円

(109)～(191) 略

(192) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条の

2第8項において準用する通訳案内士法（昭和24年法律第

210号）第18条の規定に基づく地域限定特例通訳案内士の登

録 1件につき4,000円

(193) 構造改革特別区域法第19条の2第8項において準用す

る通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく地域限定特例通

訳案内士登録証の訂正 1件につき3,000円

(193の2) 構造改革特別区域法第19条の2第8項において準

用する通訳案内士法第24条の規定に基づく地域限定特例通訳

案内士登録証の再交付 1件につき3,000円

(194)～(199) 略

(ウ) 2回目以降の更新に係るもの 1件につき12,200

円

(12)～(108) 略

(109)～(191) 略

(192)及び(193) 削除

(194)～(199) 略

(200) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 実技試験 1件につき17,900円を超えない範囲内で知事が別に定める額

イ 略

(201)～(206) 略

(206の2) 農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）第5条第1項本文の規定により処理することとされている農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定に基づく地域登録検査機関の登録 1件につき150,000円

(206の3) 農産物検査法施行令第5条第1項本文の規定により処理することとされている農産物検査法第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定に基づく地域登録検査機関の登録の更新 1件につき10,100円

(206の4) 農産物検査法施行令第5条第1項本文の規定により処理することとされている農産物検査法第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定に基づく地域登録検査機関の変更登録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める

(200) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 実技試験 1件につき16,500円を超えない範囲内で知事が別に定める額

イ 略

(201)～(206) 略

額

ア 農産物検査法第17条第4項第3号に掲げる事項の変更

1件につき30,000円

イ 農産物検査法第17条第4項第4号に掲げる事項の変更

1件につき150,000円

(207)～(221) 略

(222)及び(223) 削除

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～キ 略

ク 牛ウイルス性下痢・粘膜病 1件につき680円

(225)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、

(207)～(221) 略

(222) 雌牛の体内からの受精卵の採取 1件につき43,900円

(223) 牛の受精卵の雌雄判別 1個につき21,200円（2個以上の受精卵の雌雄判別を行う場合にあっては、2個目以降は1個につき5,500円）

(224) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予防するために行うもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～キ 略

(225)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、

その者の収入とする。

(1)～(3) 略

(4) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2から第11号の4までの手数料 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者

(5) 略

(5の2) 調理師法第3条の2第2項の規定により厚生労働大臣の指定する者に調理師試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第75号の手数料 調理師試験の実施に関する事務を行う者

(6)～(17) 略

その者の収入とする。

(1)～(3) 略

(4) 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2及び第11号の3の手数料 介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者

(5) 略

(6)～(17) 略

(鳥取県食品衛生条例の一部改正)

第2条 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第48条第6項第3号の規定に基づく養成施設の登録</u> <u>1件につき150,000円</u></p> <p>(3) <u>法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録</u> <u>1件につき90,000円</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

(鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正)

第3条 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例（平成8年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第3条関係）

1 試験手数料

区分		金額（1件）
(1) 強度試験	ア 曲げ試験、引張試験又は圧縮試験	<u>2,430円に1試験片につき930円を加算した金額</u>
	イ 壁状構造物試験	<u>3,120円に1試験片につき10,600円を加算した金額</u>
(2) 実大強度試験	曲げ試験又は圧縮試験	<u>4,880円に1試験片につき3,260円を加算した金額</u>
(3) 接着強度試験		<u>2,430円に1試験片につき930円を加算した金額</u>
(4) 環境試験	含水率試験	3,760円に1試験片につき400円を加算した金額

別表（第3条関係）

1 試験手数料

区分		金額（1件）
(1) 強度試験	ア 曲げ試験、引張試験又は圧縮試験	<u>1,090円</u>
	イ 壁状構造物試験	<u>10,030円</u>
(2) 実大強度試験	ウ 曲げ試験又は圧縮試験	<u>4,280円</u>
	エ 引張試験	10,030円
(3) 接着強度試験		<u>1,090円</u>
(4) 環境試験	ア 燃焼試験	1,080円
	イ 含水率試験	4,160円 1試験片増すごとに400円を加算する。

<u>(5) その他の試験</u>		略

2・3 略

(5) 物性試験	ア 衝撃試験	1,070円
	イ 磨耗試験	940円
<u>(6) その他の試験</u>		略

2・3 略

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条の2、第39条関係)				別表(第2条の2、第39条関係)			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
魚体選別機	選別部	使用重量1キログラムにつき	2円	魚体選別機	選別部	使用重量1キログラムにつき	3円

	フィッシュポンプ	使用重量1キログラムにつき	50銭
略			
海水供給施設	海水を市場内で使用する場合	給水量1立方メートルにつき	<u>148円</u>
	略		
略			

備考

1～6 略

7 使用重量に1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算するものとする。

8～10 略

略			
海水供給施設	海水を市場内で使用する場合	給水量1立方メートルにつき	<u>137円</u>
	略		
略			

備考

1～6 略

7 魚体選別機の利用には、フィッシュポンプを併せて利用する場合及びフィッシュポンプのみを利用する場合を含み、使用重量に1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算するものとする。

8～10 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第2号の次に2号を加える改正規定

は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。